契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和７年１２月３日

１　陳情審査

（１）継続審査

送付６－６　工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

送付６－７　不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

送付６－12　泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

２　刑事確定記録の閲覧について

（１）リーガルチェックに関する委員への意見募集結果について

（２）リーガルチェックの依頼状況について

３　その他

４　閉会中の特定事件継続調査事項について

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会　送付６－６
工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

受付年月日　　令和６年１月２９日

陳　情　者　　提 出 者　１名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷　こうき　殿

[redacted]

工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

① 今般、元区議会議員及び元区職員が逮捕されるという不祥事が起きた。これに対し、議長及び区長が早々にコメントを出したが、それぞれの立場で、調査を行った上でのことなのか。千代田区の工事契約に係る不祥事に対し、調査を行い、区長および議長は、その経過及び結果を正確に区民ならびに職員に示すつもりがあるのか。

② 今、議会は、日程をこなすことを第一優先に考えているようだが、現在の時点で、議会がなすべきことなのか。今回の不祥事をそれぞれの議員はどのように受け止めているのか、また区議会として区民に対し発信するつもりがあるのか。

去る１月２５日に環境まちづくり委員会を傍聴し、前代未聞の不祥事が起こったにもかかわらず、議会も行政も何事もなかったかのように進めることに違和感を覚えた。当事件は、区政全般に関わる不祥事としてとらえ、真相解明にあたるべきではないか。

③ 区議会として、区民生活が関わる審議は必要であるが、二度と不祥事を起こさないよう、どのように区政及び議会を刷新するつもりか。まずは区議会として、本来あるべき区政及び議会の姿勢を、区民及び職員に示すことが不可欠ではないか。

以上、陳情について、区議会として真摯な審議および判断を求める。

収受
千区議会第225号
6.1.29
千代田区議会事務局

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会　送付６－７
不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ 多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

受付年月日　　令和６年１月２９日

陳　情　者　　提 出 者　１名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷　こうき　殿

[redacted]

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、
区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

「区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事」に関する、国や地方自治体などによる事業発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合に関与して、不公平な形で落札業者が決まる官製談合防止法違反の疑いで、区議会議員(逮捕同日の1月24日付で辞職したので現時点では元議員)と入札を担当する部署の元部長が警視庁に逮捕された事をニュースと新聞記事で知りました。

区長、区議会議長共に、この件に関してコメントを述べられていますが、特に、状況把握と再発防止策の結果を広く、**警視庁の捜査の終了を待つまでもなく、出来得る事は今からでも準備、開始して、区民に公開の場で説明して下さい。**

逮捕された区議会議員は、逮捕前の1月12日まで区議会の環境まちづくり委員会の委員長であり、秋葉原電気街の再開発(2023年10月13日に区が都市計画決定)にも携わっていということです。

千代田区内では、日テレ「旧本社跡地開発」、神田警察通り道路整備など再開発等のまちづくりに関して、区と住民の間で決定までの話し合いの仕方や説明の場の少なさなどに疑義を持つ人達の声を耳にすることが多いです。本来、官民で目指すべきまちづくりに有って、今回の官製談合防止法違反はそれ以前の由々しき問題でもあります。

これを機会に、まちづくりに関する行政の手続きは、法的規準にのっとることだけにとどまらず、是非とも区民、区職員もとり込む形で、区内で働く人も含めた官民のあり方や様々な形の話し合いの場のあり方等を考えて頂きたいと思います。そして、**新しく、ユニークな発想を持って、誇れる千代田区のまちづくりのための規範づくりに、区民に見える形で取り組み、私たちに示して頂きたいです。**

以上

収受
千区議会第226号
6.1.29
千代田区議会事務局

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会　送付６－１２
泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

受付年月日　　令和６年１月３０日

陳　情　者　　提 出 者　１名

令和６年１月３０日

千代田区議会議長

秋　谷　こうき　様

[redacted]

泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

先般、官製談合の疑いで千代田区議会議員と元職員が逮捕されました。これは大きな衝撃であり、一方ではやっとこの時がきたと心弾ませる事態でもありました。

ただ我々区民はこれだけで終わったとは思いたくありません。千代田区内各所に起きている諸問題から考えますと、それぞれに不正の臭いがしてなりません。今、この時こそ、私たちの目の届かない所で行われてきた何かを見つけ出す絶好の機会です。

つきましては、委員会並びに議会において、不正という名で泥沼にはまっている何かを見つけるべく、更なる調査をお願いいたしたく、ここに陳情いたします。

231
-6.1.30

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会における刑事確定訴訟記録の閲覧結果のリーガルチェックに関する委員への意見募集結果について

1　意見募集事項概要（R7.10.3 の委員会にて確認事項）

①　リーガルチェックを依頼予定の2名の弁護士が適任でないと考える理由

②　リーガルチェックの際、弁護士に対して見解を出してほしい内容

2　各委員からのご意見（議席番号順）

のざわ委員	刑事確定訴訟記録の閲覧申請に対し、東京地方検察庁から具体的な内容まで示されずに閲覧許可が下りているに過ぎない状況であるにもかかわらず、閲覧時に作成したメモを一般公開等により議論することは、次のような懸念があります。 ・ 刑事確定訴訟記録法第 6 条は、閲覧した情報を「みだりに用いる」ことを明確に禁止しています。 検察庁が「使用の是非を言えない」としている情報を議会で公開使用することは、この「みだりに用いる」行為に該当し、違法の可能性が極めて高いのではないか。 ・「みだりに用いる」行為は、検察庁、関係者、区民に対する重大な背信行為ではないか。 ・「みだりに用いる」行為を行うことは、議会の品位を落とすという次元を超え、議会民主制の根幹を揺るがす許し難い行為ではないか。 これらの観点から、刑事確定記録の閲覧によって作成したメモを当該委員会で議論することには、どのような法律的・道義的責任が発生しますでしょうか。
小枝委員	森岡誠弁護士および黒田修平弁護士へのリーガルチェックについては、賛成の立場から、以下大きな 3 点について申し入れます。 1）事務局へ、以下の点について情報共有をお願いします。 「みだりに用いてはならない」の判断の前提として、以下の点は重要と考えます。 あらためてこの段階で整理し、公文書として後世への記録としていただくようお願いします。 ①特別委員会として閲覧する意思決定はどのようなものだったのか。 ②閲覧の目的はどのように記載したか。 ③閲覧して記録を作ったのは誰か。 ④閲覧記録はどのような形式か。 ⑤委員に「共有」とは閲覧記録の写しを交付することか。 ⑥確定記録（刑事記録）には、刑事訴訟法・情報公開法・個人情報保護条例・行政法の複合知識が必要と考える。刑事記録閲覧・情報公開訴訟の経験がある弁護士か。 すでに確認済みのものもあると思いますが、弁護士選定の手順手続き等について口頭ではなく、区民にわかるように整理しておくことが必要と考えます。 2）その上で「みだりに」の解釈および調査のあり方について、リーガルチェック、もしくは法曹としてのご見解をお願いいたします。 ①そもそも閲覧して作成した「記録」は「みだりに用いてはならない」の対象となるか、お伺いします。 ②仮に委員に非公開で閲覧する形で「共有」した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は「みだりに用いてはならない」に該当するのか、お伺いします。 ③今回のケースは公益性が個人情報より上回ると考えるがどうか。議会として、区民への説明責任もあると考えるがどうか、お伺いします。 ④議会の正当な活動として確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか。留意すべき点があるか、お伺いします。 ⑤八田進二監修、日本公認不正検査士協会編「企業不正対応の実務 Q&A」によれば、「調査の客観性を確保するために・・・関係者は調査チームから外す必要がある。」と書かれている。千代田区では再発防止報告書をまとめた検討委員会の委員長である副区長は、談合のための懇談の席に同席していたこと、実務を担う政策経営部長が、事件の関係者としてのちに懲戒処分を受けている。千代田区における検討委員会の調査の客観性について問題があるという指摘は見当違いだろうか、客観的な見解をお願いします。 3）最後に、私は千代田区で発覚した官製談合事件については、区議会議員一人ひとりの存在価値がかかる極めて重要な案件だと考えています。議員が素人考えやエビデンスも根拠もなく流されていくことはあってはならないと考えています。 ゆえに、区議会事務局が選定された弁護士の見解に全てを委ねるのではなく、一人一人の議員が、政務活動費を使って刑事確定記録の専門家である方に、リーガルチェックを依頼し、署名入りの意見書を入手した場合、公式の文書として、委員会の検討に付することを、認めていただきたい。 以上、申し入れます。

岩田委員	正副委員長で閲覧した記録を委員にさえ共有していないが、正副委員長はその記録をどのようにしようと考えているのか。 刑事確定訴訟記録法第 6 条の『みだりに』について事務局は以下についてどのように考えているか。 1、特別委員会として閲覧する意思決定はどのようなものだったか 2、閲覧目的をどのように記載したか 3、閲覧して記録を作ったのは誰か 4、閲覧記録の形式はどのようなものか 5、委員に共有するとは、閲覧記録の写しを交付することか 6、刑事確定記録には刑訴・行政法・個人情報保護法など様々な複合的な知識が必要となるが、刑事記録閲覧や情報公開訴訟の経験がある弁護士か 以上 6 点について確認済みの物もあると思うが、今後の記録で辿れるようにすること また、区民に分かるように整理することが重要と考える。 そのうえで、『みだりに』の解釈について次の 4 点を確認したい。 1. そもそも閲覧して作成した『記録』は『みだりに用いてはならない』の対象となるのか 2. 仮に委員に非公開で閲覧する形で『共有』した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は『みだりに用いてはならない』に該当するのか 3. 今回のケースは公益性が個人情報より重要性が上回ると考えるが、どのように考えているか 4. 議会の正当な活動として刑事確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか、留意すべき点は何か 『みだりに用いて』について森岡弁護士・黒田弁護士に確認するのはよいが、その前提として以下の 3 点を求めます。 1. 第二東京弁護士会に推薦依頼をした文書の開示 2. 依頼先を第二東京弁護士会とした聖由 3. 第二東京弁護士会に依頼する前に、委員会に相談もしくは了承を得るなどしたか、しなかったのであれば、その理由 4.『みだりに』についてのリーガルチェックを頂く際、署名入りの文書を頂くこと 5. この件は、区議会議員一人一人の存在価値がかかる極めて重要な案件であり、議員が政務活動費を使用し『みだりに用いて』ついてリーガルチェックとしての署名入り意見書を両弁護士から入手した場合、公文書として委員会の検討に付すること
小林委員	小野なり子委員長および牛尾副委員長にお伺いいたします。 再発防止特別委員会として閲覧し作成した記録について、当該委員に対して共有がなされていない状況です。委員会でも、申し上げましたが正副委員長は、それらの記録をどのように取り扱うべきとお考えでしょうか。おそれ入りますが、それぞれのご見解をお聞かせください。 どうぞ宜しくお願い致します。

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会における
刑事確定訴訟記録閲覧結果のリーガルチェック項目一覧

※黄色部分は重複事項

委員会確認	10月3日再発防止特別委員会で弁護士に確認する事項として事務局から説明した項目 1 閲覧メモを委員会で取り扱う場合、注意する事項は何か。どのような場合、刑事確定訴訟記録法第6条、「みだりに用いて」という部分に抵触するか。 2 閲覧メモを委員会資料とする場合、公開情報としてよいか、マスキングは必要か、委員限りとした方がよいか。
のざわ委員	刑事確定記録の閲覧によって作成したメモを当該委員会で議論することには、どのような法律的・道義的責任が発生するか。
小枝委員	① 閲覧して作成した「記録」は「みだりに用いてはならない」の対象となるか。 ② 仮に委員に非公開で閲覧する形で「共有」した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は「みだりに用いてはならない」に該当するか。 ③ 今回のケースは公益性が個人情報より上回ると考えるがどうか。議会として、区民への説明責任もあると考えるがどうか。 ④ 議会の正当な活動として確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか。留意すべき点があるか。 ⑤ 八田進二監修、日本公認不正検査士協会編「企業不正対応の実務 Q&A」によれば、「調査の客観性を確保するために・・・関係者は調査チームから外す必要がある。」と書かれている。千代田区では再発防止報告書をまとめた検討委員会の委員長である副区長は、談合のための懇談の席に同席していたこと、実務を担う政策経営部長が、事件の関係者としてのちに懲戒処分を受けている。千代田区における検討委員会の調査の客観性について問題があるという指摘は見当違いだろうか、客観的な見解を伺いたい。
岩田委員	1 委員に共有するとは、閲覧記録の写しを交付することか 2 そもそも閲覧して作成した『記録』は『みだりに用いてはならない』の対象となるのか 3 仮に委員に非公開で閲覧する形で『共有』した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は『みだりに用いてはならない』に該当するのか 4 今回のケースは公益性が個人情報より重要性が上回ると考えるが、どのように考えているか 5 議会の正当な活動として刑事確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか、留意すべき点は何か 6 『みだりに』についてのリーガルチェックを頂く際、署名入りの文書を頂くこと